

○鹿児島県地域警察の運営に関する訓令

平成25.5.29 鹿児島県警察本部訓令14

改正 令和2.10.22訓令26

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 勤務準則及び配置運用

第1節 勤務準則（第6条—第9条）

第2節 配置運用（第10条—第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の警察署における地域警察の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（準拠規定）

第2条 地域警察の運営及び地域警察官の活動は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）及び鹿児島県地方警察職員の勤務管理に関する訓令（平成13年鹿児島県警察本部訓令第16号。以下「勤務管理訓令」という。）に定めのあるもののほか、この訓令に定めるところによる。

（協議）

第3条 警察本部生活安全部地域課長（以下「本部地域課長」という。）以外の警察本部（以下「本部」という。）の所属長又は警察署の地域警察幹部以外の幹部は、地域警察活動に影響を及ぼすような企画をする場合は、あらかじめ、本部にあっては本部地域課長に、警察署にあっては地域課長に協議しなければならない。

（制服着用の例外）

第4条 警察署長（以下「署長」という。）は、次に掲げる勤務に地域警察官に従事させる場合において、必要があると認めるときは、制服の着用に代えて、出勤服その他効果的な活動を行うに適した服装によって勤務すべきことを命ずることができる。

- (1) 搜索救助活動に従事するとき。
- (2) 治安警備、災害警備及びこれらの教養訓練に従事するとき。
- (3) 護送、尾行、張込み等に従事するとき。
- (4) 各種会議等に参加するとき。
- (5) その他制服着用では支障があると認められる勤務に従事するとき。

（地域警察官の転用勤務及び過早異動の抑制）

第5条 署長は、警察署の総合的かつ効率的な運営の観点から判断し、必要やむを得ない場合のほか、地域警察官を地域警察勤務以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。

2 署長は、地域に密着した地域警察活動の推進のため、交番、署所在地、幹部派出所所在地及び駐在所（以下「地域施設」という。）の地域警察官について短期間での配置換え（以

下「過早異動」という。)を避けるよう努めなければならない。

第2章 勤務準則及び配置運用

第1節 勤務準則

(勤務制)

第6条 地域警察の勤務制は、通常勤務及び特別勤務とし、特別勤務職員の範囲、勤務制の種別は、勤務管理訓令第6条に定めるところによる。

(勤務種別及び勤務方法)

第7条 地域警察官(通常勤務職員を除く。)の勤務種別及びその勤務方法は、規則第5条第1項各号(第5号及び第7号を除く。)に定めるところによるほか、地域総括課長代理による地域管理勤務にあつては、在所及び巡視、署所在地勤務及び幹部派出所所在地勤務にあつては、在所、警ら及び巡回連絡とする。

(勤務時間)

第8条 地域警察官の勤務時間は、鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鹿児島県条例第27号。以下「勤務時間条例」という。)第2条の規定により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。ただし、特別勤務職員については、鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令(平成7年鹿児島県警察本部訓令第8号)第4条第2項第1号の規定により、1週間当たりの勤務時間が42時間を超えないものとする。

(勤務方法別の勤務時間割)

第9条 地域警察官の勤務方法別の勤務時間割は、次の各号に掲げる勤務種別ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 地域総括課長代理による地域管理勤務

勤務方法 区分	巡 視	在 所	指 示	術科訓練	合 計
日 勤	2時間15分～ 4時間15分	3～4時間	0～30分	0～1時間	7時間45分
備考 署長は、術科訓練を月2回以上割り当てるものとする。					

(2) 交番勤務

勤務方法 区分	立番	見張り	在所	警ら	巡回連絡	指示	術科訓練	合 計
当 番	5 ～ 7 時間			7 ～ 10 時間		0 ～ 30 分	0 ～ 1 時間	15時間30分
日 勤	3 ～ 4 時間			2 時間15分～ 4 時間15分		0 ～ 30 分	0 ～ 1 時間	7 時間45分
備考 1 署長は所管区内の実情等を勘案し、必要があると認める場合には、上記時間割に関わらず、別途、勤務時間割を指定することができる。								
2 署長は、周囲の環境、施設の状況等から、立番及び見張りよりも在所を行うこ								

とが適当であると認めるときは、立番及び見張に代えて在所を行わせるものとする。

3 署長は、所管区、受持区の面積、人家の分布状況等から、警ら及び巡回連絡を併せて行うことが効率的であると認めるときは、警ら及び巡回連絡を組み合わせを行わせることができる。

4 署長は、術科訓練を月2回以上割り当てるものとする。

(3) 署所在地勤務・幹部派出所所在地勤務

勤務方法 区分	在 所	警 ら	巡回連絡	指 示	術科訓練	合 計
当 番	4～5時間	7～10時間		0～30分	0～1時間	15時間30分
日 勤	2～3時間	2時間15分～ 4時間15分		0～30分	0～1時間	7時間45分

備考1 署長は所管区内の実情等を勘案し、必要があると認める場合には、上記時間割に関わらず、別途、勤務時間割を指定することができる。

2 署長は、所管区、受持区の面積、人家の分布状況等から、警ら及び巡回連絡を併せて行うことが効率的であると認めるときは、警ら及び巡回連絡を組み合わせを行わせることができる。

3 署長は、術科訓練を月2回以上割り当てるものとする。

(4) 自動車警ら班勤務

勤務方法 区分	機動警ら	待 機	指 示	術科訓練	合 計
当 番	9～11時間	4～5時間	0～30分	0～1時間	15時間30分
日 勤	4時間15分～ 6時間15分	1～2時間	0～30分	0～1時間	7時間45分

備考 署長は、術科訓練を月2回以上割り当てるものとする。

(5) 駐在所勤務

勤務方法 区分	在 所	警 ら	巡回連絡	術科訓練	合 計
日 勤	2～3時間	2時間45分～ 5時間45分		0～2時間	7時間45分

備考1 署長は所管区内の実情等を勘案し、必要があると認める場合には、上記時間割に関わらず、別途、勤務時間割を指定することができる。

2 署長は、2時間の夜間警らを組み込む場合には、同一勤務日に組み込むものとする。

3 署長は、駐在所周辺における人の往来その他交通の状況等を勘案して、特に必要があると認めるときは、立番の勤務方法を定めるものとする。

- 4 署長は、所管区、受持区の面積、人家の分布状況等から、警ら及び巡回連絡を併せて行うことが効率的であると認めるときは、警ら及び巡回連絡を組み合わせで行わせることができる。
- 5 署長は、術科訓練を月2回以上割り当てるものとする。

(6) 警備派出所勤務

勤務方法 区分	立番	見張り	在所	警ら	警戒警備	指示	術科訓練	合 計
日 勤	1 ～ 2 時間			4 時間15分～ 6 時間15分		0 ～ 30分	0 ～ 1 時間	7 時間45分
備考 1 署長は、周囲の環境、施設の状況等から、立番及び見張りよりも在所を行うことが適当であると認めるときは、立番及び見張りに代えて在所を行わせるものとする。								
2 署長は、施設利用者の状況等から、警ら及び警戒警備を併せて行うことが効率的であると認めるときは、警ら及び警戒警備を組み合わせで行わせることができる。								
3 署長は、術科訓練を月 2 回以上割り当てるものとする。								

第2節 配置運用

(運用体制)

第10条 署長は、交番・駐在所について、所管区の治安情勢等を踏まえて支障がないと認める場合は、日勤制の地域警察官による運用を図ることができる。ただし、運用に際しては、あらかじめ本部地域課長に協議しなければならない。

(交番所長等)

第11条 規則第16条の2第1項に規定する交番所長には、警部補又は巡査部長の階級にある者をもって充てるものとする。

- 2 署長は、交番所長の配置に当たっては、あらかじめ本部地域課長に報告するものとする。
- 3 署長は、交番所長が配置されていない交番において、必要があると認める場合は、警部補又は巡査部長の階級にある者を交番責任者として指定することができるものとする。
- 4 交番所長及び交番責任者の任務は、別に定める。

(班長)

第12条 規則第16条の2第2項に規定する班長には、原則として警部補又は巡査部長の階級にある者をもって充て、署長が指定するものとする。ただし、交番の規模、警察における地域警察の運営の実情等に応じて、相互に隣接し、又は近接する2以上の所管区を統合して、当番ごとに班長を指定しても差し支えない。

- 2 班長の任務は、別に定める。

(受持区)

第13条 署長は、地域施設ごとに勤務員数に応じて受持区を設定し、当該受持区ごとに地域警察官を指定するものとする。

附 則

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成30.3.23訓令10）

この訓令は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（令和2.10.22訓令26）

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和6.12.26訓令23）

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。